

就職氷河期世代の職場実習・体験受入事業者に対する助成金交付要綱

令和3年4月1日 市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、不本意ながら不安定な仕事に就いているなど、さまざまな課題に直面している就職氷河期世代の状況に鑑み、職場実習・体験を通じて業種・職種に対する理解を深めていただくことを目的に、就職氷河期世代の方と企業との相互理解を図る職場実習・体験の促進と、職場実習・体験受入事業者の負担軽減のため、予算の範囲内において就職氷河期世代の職場実習・体験受入事業者に対する助成金（以下、「助成金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の対象となる職場実習・体験受入事業者（以下、「対象事業者」）)

第2条 対象事業者は、ハローワークが取組む就職氷河期世代の職場実習・体験を希望する就職氷河期世代（概ね 35 歳以上 55 歳未満）であって次の各号のいずれかに該当する者に対し職場実習・体験を実施する事業者とする。

- (1) 正社員での就職を希望しているものの非正規雇用などの不安定な就労状態にある熊本市内居住者。
- (2) 企業での就業経験等が不足している状況にある熊本市内居住者。
- (3) 離職から期間が経過している者等で、ハローワークが職場実習等を実施することが適当と認めた熊本市内居住者。

2 ただし、次の各号に該当する事業者は対象外とする。

- (1) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者であってはならないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (2) 前号のイからキまでに定める者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならないこと。
- (3) 公序良俗に反する行為を行っていないこと。

(助成金の対象となる取組)

第3条 助成の対象となる取組は、ハローワークが取組む就職氷河期世代の職場実習・体験

希望者に対し職場実習・体験を実施する取組とする。

(助成金額)

第4条 前条に掲げる取組みについて、対象事業者に対して就職氷河期世代1名あたりの職場実習・体験日数に5千円を乗じた金額を予算の範囲内において助成するものとする。ただし、就職氷河期世代1名あたりの支給上限は7万円とする。

(助成金支給申請兼実績報告)

第5条 助成金の交付を受けようとする対象事業者は、職場実習・体験の取組みが終了した日から3カ月以内または3月31日のいずれか早い日までに、就職氷河期世代の職場実習・体験受入事業者に対する助成金交付申請兼実績報告書(様式第1号)及びハローワークへ提出する職場実習等実施結果報告書の写しを添えて、市長に提出することとする。

(助成金の交付決定兼交付確定)

第6条 市長は、前項の規定による書類を受理したときは、内容を審査し交付が適当と認めるときは交付額を確定し、就職氷河期世代の職場実習・体験受入事業者に対する助成金交付決定兼交付確定通知書(様式第2号)により通知し、補助金を交付しないことを決定した場合には、就職氷河期世代の職場実習・体験受入事業者に対する助成金不交付決定通知書(様式第3号様式)によりこれを通知するものとする。

(交付の制限)

第7条 対象事業者が同一の対象者において行う職場実習・体験の取組みに対する交付は1年度区分に1回限りとする。

(支給決定の取消し)

第8条 市長は、虚偽等その他不正な行為により助成金の支給を受けたとき、又はその他市長が不適当と認めたときは、助成金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができることとする。

(返還)

第9条 市長は、前条の規定に該当するときは、その者に対し、支給した額の全部又は一部の返還を求めることとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

就職氷河期世代の職場実習・体験受入事業者に対する助成金

交付申請兼実績報告書

熊本市長 大西一史

事業者名

所在地

代表者職・氏名

印

助成金交付要綱第5条の規定により、就職氷河期世代の職場実習・体験受入事業者に対する助成金の交付を受けたいので、下記のとおり申請するとともに実績を報告いたします。

記

1 助成金申請額 _____ 円

2 職場実習・体験の受入状況及び助成金額

実習 体験 対象者 状況	対象者 ①	氏名		住居	市	実施 日数		助成 金額	
	対象者 ②	氏名		住居	市	実施 日数		助成 金額	
	対象者 ③	氏名		住居	市	実施 日数		助成 金額	
	対象者 ④	氏名		住居	市	実施 日数		助成 金額	
	対象者 ⑤	氏名		住居	市	実施 日数		助成 金額	

3 添付書類

ハローワークへ提出する職場実習等実施結果報告書の写し（上記対象者全員分）

4 申請にあたり宣誓・同意事項

・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）	<input type="checkbox"/> 該当する （該当する場合は申請できません。）	<input type="checkbox"/> 該当しない
・暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）	<input type="checkbox"/> 該当する （該当する場合は申請できません。）	<input type="checkbox"/> 該当しない
・暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。	<input type="checkbox"/> 該当する （該当する場合は申請できません。）	<input type="checkbox"/> 該当しない
・自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者。	<input type="checkbox"/> 該当する （該当する場合は申請できません。）	<input type="checkbox"/> 該当しない
・暴力団又は暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。	<input type="checkbox"/> 該当する （該当する場合は申請できません。）	<input type="checkbox"/> 該当しない
・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。	<input type="checkbox"/> 該当する （該当する場合は申請できません。）	<input type="checkbox"/> 該当しない
・暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者。	<input type="checkbox"/> 該当する （該当する場合は申請できません。）	<input type="checkbox"/> 該当しない
・上記の者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体である。	<input type="checkbox"/> 該当する （該当する場合は申請できません。）	<input type="checkbox"/> 該当しない
・公序良俗に反することをやっている法人その他の団体である。	<input type="checkbox"/> 該当する （該当する場合は申請できません。）	<input type="checkbox"/> 該当しない
・当該助成金の申請内容について、熊本市が対象者及びハローワークへの調査を行う事に同意します。	<input type="checkbox"/> 同意しない （同意しない場合は申請できません。）	<input type="checkbox"/> 同意する

本誓約の内容に虚偽や不正があった場合は助成金の申請を取り下げます。助成金支給後に発覚した場合は助成金を返還します。

事業者名 _____

所在地 _____

代表者職・氏名 _____ 印

ご担当者名 _____

電話番号 _____

（交付先）

様

熊本市長 大西一史

就職氷河期世代の職場実習・体験受入事業者に対する助成金

交付決定兼交付確定通知書

年 月 日付けで申請のありました就職氷河期世代の職場実習・体験受入事業者に対する助成金については、就職氷河期世代の職場実習・体験受入事業者に対する助成金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり助成金の交付決定及び交付額の確定をいたしましたので通知します。

交付決定兼交付確定額 _____ 円

（なお、虚偽その他不正な行為により助成金の支給を受けたとき、又はその他市長が不相当と認めたときは、助成金の支給の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付されている場合には、その返還を請求します。）

<今後の流れについて>

次の3つの書類を、令和 年 月 日までに、下記の宛先までご郵送ください。

- ① 同封の請求書（※必要事項をご記入ください）
- ② 金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人（カナ）がわかるものの写し（通帳の表紙をめくったページ、キャッシュカード、インターネットバンキングの画面等の写し）
- ③ 「交付決定兼交付確定通知書（様式第2号）」（本用紙）の写し

【宛先】

〒860-8601

熊本市中央区手取本町1番1号

「経済政策課 就職氷河期担当者」宛

熊本市管理欄（受付番号）

--

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

（交付先）

様

熊本市長 大西一史

就職氷河期世代の職場実習・体験受入事業者に対する助成金

不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました就職氷河期世代の職場実習・体験受入事業者に対する助成金につきましては、審査の結果、交付しないことに決定しましたので、就職氷河期世代の職場実習・体験受入事業者に対する助成金交付要綱第6条により通知します。

1 不交付の理由